

4月1日から
ごみの分別が一部変わります

ペットボトルの対象品目現在
3品目(が5品目追加されます。)

現在の品目
・酒類のボトル
・飲料用のボトル
・しょうゆのボトル



追加後の品目
・酒類のボトル
・飲料用のボトル
・しょうゆのボトル
・しょうゆ加工品のボトル
めんつゆ、ダシしょうゆ、
すき焼きのたれなど
・みりん風調味料のボトル
・食酢のボトル
穀物酢、米酢、果実酢など
・調味酢のボトル
すし酢、合わせ酢、ボン酢など
・ドレッシングタイプ
調味料のボトル
ノンオイルドレッシング
(食用油を使っていないもの)

【ペットボトルの出し方】

- 1 ふたを取る(ふたはプラスチック容器類へ)
- 2 異物を取り除く
- 3 水洗いし、乾かす
- 4 つぶして出す

油の付いたものは、ペットボトルでは出せません。これまでどおり、プ

プラスチック容器類」で出してください。また、汚れのひどいものは「もやせるごみ」へ出してください。

ガラスびんの対象品目に化粧品のビンが追加されます。

これまで、「割れガラス・陶器類」に分別していた化粧品のガラスびんが、「ガラスびん」として出せるようになります。

【ガラスびんの出し方】

- 1 ふたを取り除く
 - 2 中の異物を取り除く
 - 3 色別に分別し、コンテナに入れる
- 「木製パレット等」が産業廃棄物になります。

これまで、事業系一般廃棄物として処理施設で受け入れていた「木製パレット等」が、産業廃棄物に変更されます。4月1日からは、処理施設で受け取ることができなくなり、すのでご注意ください。処分する際には、産業廃棄物処理業者に依頼してください。

受け取れない「木製パレット等」

貨物の流通のために使用したパレットにかかる木くず(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含みます)

物品賃貸業にかかる木くず(リース事業者から排出される家具などの

リース物品)

「ごみを出すときには、4月に配布する「ごみの分け方・出し方(改訂版)」や「ごみカレンダー」をよく見て正しく出しましょう。

清掃管理課

23局3538 FAX 23局0488

やめよう！なくそう！！

不法投棄

やめよう！不法投棄

空き地や道路のわきなど、人目につかない所には、ポイ捨てや粗大ごみなどの、投棄ごみが多く見られます。みだりにごみを捨てることは、廃棄物の不法投棄にあたる犯罪です。5年以下の懲役または1000万円以下の罰金を課せられる場合があります。このようなことがないように、廃棄物は適正に処分しましょう。

なくそう！不法投棄

不法投棄されたごみは、投棄者が不明の場合、土地の所有者が片付けなければなりません。片付けには手間と費用がかかってしまいます。荒れ地はごみを捨てられやすいため、日ごろから土地を荒らさないよう心がけ、不法投棄をなくしましょう。

清掃管理課

23局3538 FAX 23局0488

C型肝炎ウイルス検査受診の
呼びかけを行っています

厚生労働省は、フィブリノゲン製剤の納入先医療機関名等を公表し、同製剤の投与を受けた可能性のある方に対して、肝炎ウイルス検査の呼びかけを行っています。

フィブリノゲン製剤等の投与を受けた可能性のある方は、豊川保健所田原支所へお問い合わせください。

検査受付日時 3月5日(水)・19日(水) 午前9時～11時

豊川保健所田原支所

22局1238 FAX 22局6394

自衛官等制度説明会を
実施します

平成20年度採用自衛官等希望者に対し、次のとおり制度説明会を実施します。防衛大学校、航空学生、看護学生、2等陸・海・空士(任期制)に進学または就職したいという方は、気軽にお越しください。

対象 平成20年度18歳～27歳未満の男女(父兄同伴可) 日時 3月20日(祝) 午前9時～午後5時

場所 田原文化会館101会議室

自衛隊豊橋地域事務所

(0532)33局2693